

日別記(三)、書面ヲ於鶴大崎警察署郵送。本件、解決方ヲ歎  
頗々り  
右及申(通)報候也

別記(一)

謹願書

毎度お手数を相懸りまして誠に申譯あらましす  
星製錠株式会社の破産以來我々社員従業員及社長重役に至る迄各自が奮闘人の特別なる御配慮依り  
此の不景氣に就職難の時に今日迄半神半俗生活して得て來ました所が成慶無法にも星(一派  
の一族)の策謀に依り社員従業員の名の下に我々十六名と三月十日附りよつて解雇せられ却うて重  
大なる資格もほこりにかけられ通知を受けてゐる所は彼等は暴力の以て阻止する氣配の察  
れず勿論なり様のものは認めまいと雖して會社に入場などとは彼等は暴力の以て破壊奮闘人の命上危険  
斯くては事重大なると見て我々は自重致し居ります  
星(一派)は常々巧言令色其の社會に及ぼす影響の甚大及國法を無視して破壊奮闘人の命上危険  
日本の法律は墨刷り連思想の渦巻は教訓并講士資本家警察署等の所で彼自身もその思想  
の所持者に抱負口を許りは共産党員等と守る所無者であります。亦其の取引中には刑事被害又執  
行猶務三年の富田健治原伊次郎、平田恒名丹内耐一及不良星(一派)の悪思想等に共鳴する者ばかり  
りて我々の嚴正守立國法を尊重し彼等に共鳴せず、何の心付くせぬ非良力者哉。口實に以て解雇  
致したも管財人の意志に依る解雇ではありません  
彼等は善良な温酒の者と半強制的に同意まで社員従業員一同の名義にて我々解雇されん事  
あります。中に半刑事報告文にて謹慎すべき身に附べらるる等主謀者たるは然現る事は少く未だ  
之是れを眞視すれば社會的・人道的にも悪影響を及ぼすと詳く遺憾と思ひます  
我等は何等事も荒立てれる意志はありません。又いかが様子が聰明かの時日既然立つ意志を持つて居  
者一人も居ません。何年資官つて盡力(一)日も早く圓滿解職致す様予取計りの程迄解雇者  
建名下に附く所申す

大崎警察署長

昭和八年三月十九日

達

名